

移住者の住宅取得に【フラット35】地域活性化型が利用できます

市と（独行）住宅金融支援機構は、「【フラット35】地域活性化型」および「定住者住宅取得補助金（釜石市定住推進補助金）」に係る相互協力協定を締結しました。

定住者住宅取得補助金の利用者が【フラット35】を利用する場合、当初5年間の借入金利を年0.25%引き下げることができます。金利の引き下げには、市から利用対象証明書の交付を受ける必要があります。

※【フラット35】は、民間金融機関と住宅金融支援機構が提携して提供する全期間固定金利住宅ローンです。申し込み先は取扱金融機関となります。詳しくは、フラット35サイト（www.flat35.com）でご確認ください

<p>定住者住宅取得補助金 定住を推進するため、市外から転入して住宅を取得する人に補助金を交付します。</p> <p>【補助金額】</p> <p>① 高校生以下の子と同居する世帯 住宅の取得費用の1/2以下の額(最大100万円)</p> <p>② ①以外の世帯 住宅の取得費用の1/2以下の額(最大50万円)</p> <p>【対象】</p> <p>①釜石市に定住（申請日から3年以上居住）する 意思がある人 ※転勤などによる一時的な移住を除く</p>	<p>②平成30年6月22日以降に釜石市に転入届を提出した人 ※大槌町からの転入を除く</p> <p>③釜石市内に住宅を取得して入居する人</p> <p>④転入届出日の年齢が60歳以下の人</p> <p>⑤国家公務員、地方公務員ではない人</p> <p>⑥定住奨励金の交付を受けていない人（詳しくは、広報かまいし7月15日号20ページをご覧ください）</p> <p>⑦被災者のための住宅再建支援制度を活用して住宅を取得していない人</p>
--	---

問い合わせ 定住者住宅取得補助金に関すること：市総合政策課 定住推進室 ☎27-8413
【フラット35】に関すること：住宅金融支援機構 お客さまコールセンター ☎0120-0860-35

釜石・大槌定住自立圏共生ビジョンを策定しました

市が中心市となり大槌町との連携を推進する定住自立圏構想の「釜石・大槌定住自立圏共生ビジョン」を7月に策定しました。

このビジョンでは、定住自立圏の将来像や、その実現に向けた具体的な取り組み内容（3カテゴリー、9分野、15施策）を定めています。ビジョンの詳細については、市のホームページからご確認ください。

※定住自立圏構想については、広報かまいし3月1日号3ページをご覧ください

圏域の将来像：圏域が目指す人口 2040年 36,081人 (46,247人 2018年3月31日現在)

※釜石市オープンシティ戦略と大槌町地方創生総合戦略データに基づく

ビジョンの期間：2018年～2022年（5年間）

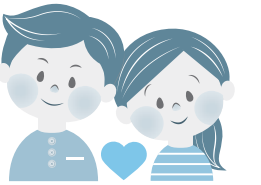
ビジョンの体系

カテゴリー	分野	目的	施策
生活機能の強化	医療	地域医療体制の充実	救急医療対策事業 医療情報ネットワークの推進
	福祉	総合的な子育て支援	病後児保育利用事業
		総合的な障がい者支援	障がい者支援事業 障害支援区分認定審査会の共同運営
		介護認定審査会の共同運営	介護認定審査会の共同運営
	教育	公共施設の利用促進	公共施設の相互利用
	産業振興	中小企業の育成等による産業振興 観光の促進	産学官連携による産業の活性化 観光促進事業
結びつきやネットワークの強化	防災	防災訓練等による安全・安心の確保	広域合同防災訓練等の実施 ラグビーワールドカップ開催に向けた国民保護訓練の実施
	その他	消費生活センターの共同利用	消費生活センターの共同利用
圏域マネジメント能力の強化	地域公共交通	鉄道運営支援	鉄道を活かした利便性向上事業
	地域内外の住民との交流・移住促進	移住・定住の促進	婚活支援事業
圏域マネジメント能力の強化	人材育成	職員の人材育成	合同職員研修の実施



問い合わせ 市総合政策課 企画調整係 ☎27-8413

結婚新生活を応援します



新婚世帯を対象とし、新生活の経済的負担を軽減するため、結婚を機とした新居の家賃や引っ越し費用などを補助します。

1補助内容	<table border="1"> <tr> <td>住宅取得費用</td> <td>住宅の建築、購入にかかる費用 ※土地購入、リフォーム、増改築費用は除く</td> </tr> <tr> <td>住宅賃借費用</td> <td>建物賃貸借契約による居住費用 ※勤務先からの住宅手当、駐車場代、更新手数料、設備購入費は除く</td> </tr> <tr> <td>引っ越し費用</td> <td>引っ越し業者、運送業者に支払われた費用</td> </tr> </table>	住宅取得費用	住宅の建築、購入にかかる費用 ※土地購入、リフォーム、増改築費用は除く	住宅賃借費用	建物賃貸借契約による居住費用 ※勤務先からの住宅手当、駐車場代、更新手数料、設備購入費は除く	引っ越し費用	引っ越し業者、運送業者に支払われた費用
住宅取得費用	住宅の建築、購入にかかる費用 ※土地購入、リフォーム、増改築費用は除く						
住宅賃借費用	建物賃貸借契約による居住費用 ※勤務先からの住宅手当、駐車場代、更新手数料、設備購入費は除く						
引っ越し費用	引っ越し業者、運送業者に支払われた費用						
2補助要件	<p>次の全てに該当する人</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成30年9月1日から平成31年2月28日までに婚姻届を提出し、受理された夫婦で、夫婦共に婚姻日における年齢が34歳以下であること 釜石市に住民登録があること（夫婦のいずれか） 平成29年1月1日から12月31日までの間の、夫婦の所得を合算した額が340万円未満であること 市税などの滞納がないこと 定住奨励金、定住者住宅取得補助金の交付を受けていないこと 						
3補助金額	1世帯当たり24万円を限度とします						
4申請期間	平成30年9月1日(土)～平成31年2月28日(木)						
5申請方法	申請書に必要書類を添えて、市オープンシティ推進室に提出してください。申請書は市オープンシティ推進室に備えつける他、ホームページからダウンロードできます						
6必要書類	<p>申請内容によって必要書類が異なります</p> <ul style="list-style-type: none"> 婚姻後の戸籍謄本、住民票 所得証明書、納税証明書など 						

申し込み・問い合わせ
市オープンシティ推進室 戦略推進係 ☎27-8463
〒026-8686 只越町3-9-13

復興住宅の入居者再募集と市営(復興)住宅の入居者募集

住宅名	募集戸数
上中島1号棟	2戸 (1LDK) 3戸 (2LDK)
上中島2号棟	1戸 (2LDK)
野田	1戸 (3DK)
只越5号棟	2戸 (2LDK)
大只越2号棟	2戸 (2LDK)
小白浜2号棟	1戸 (1LDK)

入居申し込みができる世帯

- 東日本大震災により住宅を失った世帯
- 復興住宅未内定世帯
- 復興住宅内定世帯（申し込みには現在の復興住宅の内定を辞退する必要があります）

※住宅再建に関する補助金を受領している、または他の復興公営住宅に入居済みの世帯は申し込みできません

申し込みの要件 次の①～③の要件を全て満たしていることが必要です

- ①住宅に困窮していること
- ②入居申込者および同居する人が暴力団員でないこと
- ③市町村税を滞納していないこと

- ・単身での2LDKおよび3DKの申し込みはできません
- ・各住宅で募集戸数を超える申し込みがあった場合は、抽選により入居者を決定します

受付期間 9月3日(月)～14日(金) 土・日曜日を除く9時～17時

申し込み方法 所定の手続きが必要ですので、まずはお問い合わせください

申し込み・問い合わせ (一財)岩手県建築住宅センター沿岸支所
大町1-4-7 大町復興住宅4号棟1階 ☎55-5742

入居者を募集する市営(復興)住宅

次の復興住宅は、一般世帯の入居が可能になりました。ただし、東日本大震災により住宅を失った世帯が優先になります。

入居の資格要件など詳細については、お問い合わせください。

住宅名	募集戸数
花露辺	2戸 (2LDK)
日向	12戸 (3DK)
箱崎(戸建)	1戸 (2LDK)
鵜住居1号棟	1戸 (1LDK)
鵜住居2号棟	1戸 (1LDK)
	8戸 (2LDK)
片岸(戸建)	3戸 (2LDK)
両石(戸建)	2戸 (2LDK)